

# ローターアクトに関する 国際ロータリー理事会の方針

## 41.040. ローターアクト

ローターアクトは、1968年に理事会で採択された国際ロータリーのプログラムである。

### ローターアクト方針声明

1. ローターアクトプログラムは、国際ロータリーの活動から創設されたものであり、それ自体が国際ロータリーの活動である。組織規定、組織の要件、標準手続を定め、執行する権利、およびローターアクトの名称およびロゴの保存の権利は国際ロータリーが有する。
2. ローターアクトクラブは、ロータリークラブ提唱の下、18歳から30歳までの青年により構成される組織体である。その目的は、青年が個々の能力の開発に当たって役立つ知識や技能を修得し、それぞれの地域社会における物質的あるいは社会的なニーズに取り組み、親睦と奉仕活動を通じて全世界の人々の間により良い信頼関係を推進する機会を提供することにある。
3. ローターアクトクラブは、ロータリークラブによって結成、提唱、助言され、ガバナーによって承認された後、国際ロータリーの承認と認定を経て設立される。クラブは、他の方法では設立も維持もできず、提唱ロータリークラブの積極的な後援と国際ロータリーの継続的認定なくしては存続できない。
  - a) ローターアクトクラブは、所在する地区の境界内のロータリークラブのみによって提唱されるものとする。
  - b) ローターアクトクラブは、最多で三つのロータリークラブが共同して結成かつ提唱できる。さらに、ガバナーが慎重に考慮した結果、地区と各関係ロータリークラブならびにローターアクトクラブにとって共同提唱が最善策である場合、ローターアクトクラブは、ガバナーの承認により、四つ以上のロータリークラブが共同で提唱できる。各提唱ロータリークラブから代表者が送り出されるような合同ローターアクトクラブ委員会を設置するべきである。

4. ローターアクトクラブが大学を基盤とする場合、提唱ロータリークラブは、その大学当局との全面的な協力の下に管理と助言を行うものとする。ローターアクトクラブは、大学当局が学内の学生団体と課外活動に対して定めたのと同じ規定と方針に従わなければならない。
5. ローターアクトクラブのすべての活動、プロジェクト、プログラムは、国際ロータリーの方針に沿って実施するものとする。
6. 標準ローターアクトクラブ定款」は、国際ロータリーによって定められるものであり、かつ国際ロータリー理事会のみがこれを改正できる。クラブ結成ならびに認定の必要条件として、各ローターアクトクラブは、「標準ローターアクトクラブ定款」を採択し、その後に採択されるあらゆる改正を自動的に採用するものとする。
7. 各ローターアクトクラブは、標準ローターアクトクラブ定款および国際ロータリーが定めた方針に矛盾しない細則を採択するものとする。この細則は、提唱ロータリークラブの承認を得なければならない。
8. 会員が 31 歳になった時点でローターアクト会員身分が終結する。
9. ローターアクトの名称およびロゴは、国際ロータリーの所有物であり、ローターアクトプログラム関係者のみが使用できるものとする。クラブを代表してロゴを使うときは、「ビジュアルアイデンティティのガイド：青少年プログラム」に示されるように、クラブの名称もロゴと一緒に使うべきである。ロータリー地区が存在する場合には、地区は記章を使うことができるが、「ビジュアルアイデンティティのガイド：青少年プログラム」に示されるように、地区と地区番号を表示した場合のみに限られる。
10. ローターアクトクラブ会員は、ローターアクトクラブ会員である期間中、適性かつ品位ある方法で、ローターアクトの名称およびロゴを使用、表示する権利を有するものとする。ローターアクトクラブを退会した場合、または、ローターアクトクラブが解散した場合には、直ちにこの権利を失うものとする。
11. ローターアクトクラブは次の場合に解散することができる。

- a) 提唱ロータリークラブの同意、承認、合意の有無にかかわらず、国際ロータリーにより、以下の理由により解散させられる場合。
    - 1) その定款に従って運営されていない。
    - 2) 理事、管理委員、役員、および従業員を含め、ロータリー地区、国際ロータリー、またはロータリー財団に対する訴訟を開始または継続する個人を会員として入会、保持、または維持している。
    - 3) その他の理由。
  - b) 提唱ロータリークラブにより解散させられる場合。
  - c) ローターアクトクラブ自身の決定により解散する場合。
12. クラブならびに会員は、団体としても個人としても名称およびロゴに関する一切の権利および特典を失うものとする。
13. 方針として、理事会は、国際ロータリー以外のいかなる個人または団体も、営利を目的としてローターアクトクラブに対して回状を送達する権利を認めない。ただし、ローターアクトクラブ、地区、多地区合同の会合の計画の責任者であるローターアクターが、直接関与する地区内のみで行う場合は例外とする。
14. ガバナーは、同人数のロータリアンとローターアクターによって構成される、一つの地区ローターアクト委員会を設置するべきである。地区ローターアクト委員長（ロータリアン）と地区ローターアクト代表（ローターアクター）が、この委員会の共同委員長を務めるべきである。地区ローターアクト委員会の任命において可能かつ現実的であれば、可能な限り 1 名ないし数名の委員を再任することにより、委員の継続性を図る規定を設けるべきである。地区ローターアクト委員会は、ガバナーが地区内でローターアクトプログラムを広報し、新ローターアクトクラブの結成を推進し、ローターアクトプログラムを運営するのを補佐すべきである。
15. クラブレベルを超えたローターアクトの組織

- a) 二つまたはそれ以上のローターアクトクラブを有する地区は、その会員の中から地区ローターアクト代表 1 名を選挙しなければならない。選挙の方法は、選挙に先立ち、ローターアクト会員によって決定され、地区ローターアクト委員会と地区ガバナーによって承認されるものとする。地区ローターアクト代表は、就任までに、ローターアクトクラブ会長または地区ローターアクト委員会委員として 1 任期を満了していなければならない。
- b) 地区内に一つしかローターアクトクラブがない場合、地区ローターアクト代表は、就任が可能な最も新しい元ローターアクトクラブ会長が務めるものとする。
- c) 地区ローターアクト代表は、ロータリーガバナーの指導と助言を受け、地区ローターアクト委員会および他の適切なロータリー地区委員会と協力すべきである。
- d) 地区ローターアクト代表は、他の地区リーダーと協力して、以下を行うべきである。
  - 1) 地区ローターアクトニュースレターを作成し、配布する。
  - 2) 指導力研修を支援し、実施する。
  - 3) 地区全域でローターアクトの推進と拡大活動を実施する。
  - 4) 奉仕活動を計画、実施する（地区内のローターアクトクラブの 4 分の 3 の承認を得た場合）。
  - 5) ローターアクトクラブがプロジェクトを実施する際、助言と援助を提供する。
  - 6) 地区におけるロータリーとローターアクトの合同活動を調整する。
  - 7) 地区レベルにおけるローターアクトの広報活動を調整する。
  - 8) 地区内のローターアクトクラブ役員研修会を計画し、実施する。
- e) 選挙に関するすべての論争は、地区の方針に基づいて、地区ローターアクト委員長と相談の上、地区ガバナーにより地区内で解決するものとする。RI は介入しない。

## 16. クラブレベルを超えたローターアクトの会合

- a) クラブレベル以上のローターアクトクラブ会員による会合はすべて、立法の権限を持たず、またそのような権限があるかのように会合を運営、実施してはならない。ただし、地区レベルあるいはその他のレベルにおけるローターアクトの管理運営に携わる人々に対して有益な助言となりうるような意見を表明することは差し支えない。
- b) 地区レベルのローターアクトの会合で、地区内ローターアクトクラブの4分の3が投票することにより、地区の奉仕プロジェクトを実施し、このプロジェクトのための募金用に地区ローターアクト奉仕基金を設置することができる。このような基金への寄付は任意によるものとしなければならない。このようなプロジェクトならびに奉仕用基金はガバナーの承認を得なければならない。また、地区プロジェクトの管理運営および基金の用途に関する具体的な計画および説明も、ガバナーと地区内の4分の3のローターアクトクラブの承認を得なければならない。ガバナーは、地区基金の調達と管理を担当する地区基金委員会を任命しなければならない。この委員会は、地区ローターアクト委員会委員である少なくとも1名のローターアクターおよび1名のロータリアンによって構成される。地区奉仕基金は、その基金が地区ローターアクト組織の財産であって、特定のローターアクター個人もしくはローターアクトクラブの専有財産でない旨を明記した銀行預金口座に保管されなければならない。
- c) すべての地区ローターアクト活動に要する資金は、その地区のローターアクトクラブが調達するものとする。国際ロータリーは、地区レベルのローターアクトクラブの会合の経費を負担しないものとする。かかる会合の経費は最小限にとどめ、参加者が負担できる範囲内に抑えるものとする。

## 17. 地区レベルを超えたローターアクトの会合

- a) ローターアクト多地区合同奉仕プロジェクト。二つまたはそれ以上の地区のクラブが参加するローターアクト奉仕プロジェクトを実施しても差し支えない。ただし、そのプロジェクトは、以下を満たしていなければならない。

- 1) クラブ本来の活動の範囲や有効性を妨げたり、損なうことなく、地区内クラブやローターアクターの能力の範囲で十分に実施できるような範囲と性質のものであること。
  - 2) 関係地区の各地区ローターアクト代表がまずこのような合同活動に賛成した上で、それぞれの地区のクラブの3分の2の承認があって初めて実施すること。
  - 3) 関係ガバナーの承認を得て実施すること。
  - 4) 関係地区の地区ローターアクト代表の直接監督下にあること。このようなプロジェクトのために募金もしくは徴収した全資金の保管は、プロジェクトや関連資金の管理を補佐するために任命される関係地区のローターアクターから成る委員会を通じて、関係地区の地区ローターアクト代表が責任をもって行うこと。
  - 5) ローターアクトクラブやローターアクターの参加は任意とし、任意ということを確認し打ち出すこと。クラブまたは個々のローターアクターの参加費用は最小限にとどめ、人頭分担金または賦課金などの形で強制してはならないし、また、そのようにほのめかしてもならない。
- b) ローターアクト多地区合同情報組織。地区は、関係地区のローターアクトクラブに情報を伝達し、ローターアクトクラブ間のコミュニケーションを円滑にするために、多地区合同組織を設立しても差し支えない。ただし、
- 1) 関係地区のガバナーから反対のないこと。
  - 2) このような組織を設立するに当たっては、RI理事会の代わりを務める事務総長の承認を得ること。
  - 3) この組織はRIの方針に従うこと、さもなければ、RI理事会を代行する事務総長によりその身分が終結される場合があること。
  - 4) 各参加地区は、地区ローターアクト代表によって代表されること。各地区ローターアクト代表は、多地区合同組織の活動を遂行するために、必要に応じて、代理を1名任命することができる。

- 5) 組織の活動を実施するための資金（例えば、地域内クラブの名簿やニュースレターの作成と郵送費、ローターアクトプログラム資料の配布、一般通信費など）は、強制することはできない。
  - 6) この組織は、組織の活動に関する決定を除きいかなる意思決定や立法の権限も持たない。
  - 7) 組織は、地区ガバナーによって審査される投票機構を確立するものとする。
- c) 多地区合同ローターアクト会合
- 1) 二つ以上の地区、特に2カ国以上にまたがる地区のローターアクトクラブ会員の合同会合は、主催地区のガバナーおよび地区ローターアクト委員会の指導の下、主催地区のローターアクト代表と協力して開催される。このような会合は、関係する地区のガバナーの事前承認を得なければならない。多地区合同ローターアクト会合を開催するためのガバナーへの招請状には、以下を添付しなければならない。
    - a) 提案されている会合の開催日時、場所、目的、施設、プログラム、参加者について記述した文書。
    - b) 会合予算の見積書。会合の開催に伴う契約上および金銭上の義務については主催者が一切の責任を負う旨の保証を付すること。
    - c) 提案されている会合の計画および実施がローターアクターおよびロータリアンの直接の監督下に行われることを保証した文書。
  - 2) 主催クラブまたは地区は、多地区合同ローターアクト会合のために、開催地において適切な補償額と限度額を備えた賠償責任保険に加入しなければならない。要請があれば、この保険契約を証明する書類を RI または参加地区のガバナーに提出しなければならない。
  - 3) 地区ローターアクト代表は、ゾーンの RI 理事に通知するものとする。

## 18. リーダーシップ研修



- a) ローターアクトクラブが効果的に活動できるかどうかは、提唱ロータリークラブの指導、支援、積極的参加にかかっている。ロータリアンは、ローターアクター、ローターアクトクラブ役員、理事、委員長の研修に関与するべきである。提唱ロータリークラブは、
- 関連するすべての必要な地区レベルの研修にローターアクトクラブの役員、理事、委員長が出席するための費用を負担し、かつ出席を強く奨励すべきである。
  - 提唱しているローターアクトクラブのローターアクターのために、ロータリアンをメンター（助言者、指導者）として任命すべきである。
  - ローターアクト大会前会議など、多地区合同研修および国際研修の機会について、ローターアクターへの周知を図るべきである。
- b) ローターアクトクラブが効果的に活動できるかどうかは、ロータリー地区からの支援にもかかっている。地区ローターアクト代表は、地区ローターアクト委員長、地区研修リーダー、地区ガバナーエレクト、地区ガバナーと協力して、地区指導者研修セミナー、ローターアクト研修セミナー、その他の地区行事の計画段階において、ローターアクトの研修ニーズを強調するものとする。地区は、会長エレクト研修セミナー（PETS）およびクラブ役員研修に付随してローターアクト指導者研修を実施すべきである。地区ローターアクト代表は、奉仕を奨励し、国際理解を深め、専門的能力を高め、友情とつながりを築くために、ローターアクト地区大会を計画すべきである。可能な場合、ローターアクト地区大会はロータリー地区大会に付随して開催し、少なくとも1回の合同セッションを開催すべきである。

地区ローターアクト委員長と地区ローターアクト代表は、次期ローターアクトクラブ役員、理事、委員長の全員を対象とした1～2日間の指導者研修セミナーの開催を支援するものとする。

- c) ローターアクト大会前会議は、ローターアクターが一堂に会することで、強いクラブと地区を形づくり、国際的な友情を築き、国際レベルでローターアクトとロータリーとの関係を強化するために、意欲を喚起し、情報を伝えるためのものである。さまざまなセッションを通じて、ローターアクト大会前会議は以下を行う：



- 各地区でローターアクトを推進するため、ならびにロータリーとの関係を強めるため、ローターアクトリーダーに対して研修、激励、モチベーションを提供する。
- 元クラブ会長、地区ローターアクト代表、多地区合同のリーダー、ならびにローターアクトの新会員を含め、ロータリアンとローターアクターとの間の意見交換や情報交換を促進する。

ロータリー地区は、地区、多地区合同、または国際的な指導者研修セミナーに地区ローターアクト代表が出席するための費用を負担するものとする。地区ガバナーは、地区ローターアクト代表エレクトがローターアクト大会前会議に出席するための費用の全額または一部を負担するよう奨励されている。

#### 19. ローターアクトプログラムの費用の調達：

- すべての提唱ロータリークラブは、新しいローターアクトクラブにつき 50 米ドルを認定料として支払わなければならない。
- 個々のローターアクターは、クラブの運営費を賄うために、所属ローターアクトクラブに年会費を支払うものとする。
- ローターアクトクラブ会員の会費または分担金はごくわずかとし、クラブの管理費を賄うことのみを目的とするものとする。ローターアクトクラブが実施する活動とプロジェクトの資金は、会費または分担金とは別にクラブが調達し、別個の口座にて管理するものとする。クラブの財務については、毎年 1 回、有資格者による完全な監査を行うものとする。
- ローターアクトクラブのプログラム遂行に必要な資金を調達するのは、ローターアクトクラブの責務である。
- ローターアクトクラブは、ロータリークラブまたは他のローターアクトクラブに資金的援助を広く求めてはならない。相互に合意した場合は、提唱クラブは資金的支援を提供できる。

- f) ローターアクト地区奉仕プロジェクトへの寄付は任意でなければならない、個々のローターアクターまたはローターアクトクラブに強制することはできない。
  - g) 国際ロータリーは、年次ローターアクト大会前会議を除き、ローターアクトクラブの会合または複数のローターアクトクラブの合同会合に要する費用を一切負担しない。
  - h) ローターアクトクラブ会員をロータリークラブおよび地区大会のプログラムに参加するよう招待するロータリークラブおよび地区大会は、起こりうる法律上または道義上の義務と責任に対しクラブないし地区大会を保護するために、十分な旅行保険、傷害保険、損害保険に加入すべきである。
  - i) 地区は、地区ローターアクト委員会の管理運営活動に資金を提供するための規定を定めるべきである。
  - j) ローターアクトクラブは、会計の指針を設け、ローターアクトクラブが解散または終結した場合の資金の支出計画に関する規定を含む、当該国の法律および銀行規制を順守しながら、奉仕プロジェクトを支援するために集められたすべての金銭を含む全資金が適切に管理され、財務の透明性が保たれるようにすべきである。
20. ローターアクトクラブは、他の団体の趣旨の如何にかかわらず、他団体に加盟または合併してはならない。
21. ローターアクトクラブ会長は、毎年6月30日までに、RIに対し、ウェブサイトを通じてクラブおよび会員の情報を更新するものとする。更新したクラブおよび会員の情報を2年間にわたりRIに提出しないローターアクトクラブは終結される。

#### **41.040.1. ローターアクトクラブに対する事務局の支援**

事務総長は、ローターアクトクラブの結成を認定し、プログラムの出版物を作成し、年次連絡をすべてのローターアクトクラブ、提唱ロータリークラブ、地区ローターアクト代表、地区ローターアクト委員長へ配布し、世界ローターアクト週間を推進する。事務総長は、ローターアクトプログラムに対して以下の支援を提供するものとする。

- 1) 地区ローターアクト代表に、ロータリーワールド・マガジンプレスの雑誌購読を無料で提供する。
- 2) 報告された地区ローターアクト代表全員の氏名と連絡先のリストを含む「全世界ローターアクト名簿」を、毎年すべてのローターアクトクラブ、地区ローターアクト代表、および地区ローターアクト委員長へ提供する。

#### **41.040.2. RIによるローターアクトクラブの認定**

事務総長はローターアクトクラブの認定手続きを行う。認定にあたっては、地区ガバナーの承認が必要条件となる。

#### **41.040.3. 公式名簿におけるローターアクトクラブの記号表示**

公式名簿の「Rotary Districts」（ロータリー地区）のセクションに記載されているクラブに、ローターアクトを表す（R）の記号が付され、一つ以上のローターアクトクラブを提唱しているロータリークラブがこの記号によって示されるものとする。

#### **41.040.4. 国際大会におけるローターアクター**

国際大会に登録したローターアクターには、すべての本会議、チケット制行事、討論グループセッションに出席する機会を含め、参加を提供するものとする。

#### **41.040.5. インターロータ**

「インターロータ」は国際ロータリーの公式会合ではないが、RIは、そのプログラムの内容承認およびRIリーダー代表の派遣を通じて、インターロータを支援する。

インターロータの開催を提案する場合、そのような提案に先立ち、ローターアクターはまず開催地区のガバナー、ガバナーエレクト、およびガバナーノミニーから承認を得るものとする。インターロータの開催地として選ばれるためには、開催地区のローターアクト代表は、理事会に代わって事務総長の了承を得るため、開催の1年前までに事務総長に提案を提出するものとする。提案書には以下の内容を含むものとする。

- a) 開催地区のガバナーおよび当該地域のRI理事の書面による承認。

- b) 開催日、場所、施設、プログラム、入札プロセス、参加者を含む情報。
- c) 会合予算の見積書。会合の開催に伴う契約上および金銭上の義務については主催者が一切の責任を負う旨の保証を付すること。
- d) 提案されている会合の計画および実施が、ローターアクターまたはロータリアンの直接の監督下に行われることを保証した文書。

主催地区は、インターロータのために、開催地において適切な補償額と限度額を備えた賠償責任保険に加入しなければならない。要請があれば、この保険契約を証明する書類をRIまたは参加地区のガバナーに提出しなければならない。